

## Q & A

- ①修学資金の申請はいつごろどうやって申し込みをするのですか  
→学校経由の申請となります。  
例年5月頃学校に案内を出しますので、入学した学校に5月中には希望がある旨を伝えてください。
- ②県外の学校に進学する予定ですが、大分県の修学資金貸与の対象になりますか  
→なります。学校の所在地は関係ありません。  
看護師等養成施設に在学している者で、卒業後、大分県内の対象施設において5年間継続して看護業務に従事することが確実であれば対象となります。
- ③5年間県内の対象施設に勤めると、修学資金は自動的に返還免除となるのですか  
→自動的に免除とはなりません。対象施設に5年以上継続して勤務後、修学資金返還免除申請書(第4号様式)に在職証明書等必要な書類を添付して提出する必要があります。
- ④貸与を受けた修学資金を返還しないといけないのはどんなときですか  
→主なケースとして、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得できなかったとき、看護職員の免許取得後、直ちに対象施設において看護業務に従事しなかったとき、あるいは養成施設を退学したとき等があります。  
(大分県看護師等修学資金貸与条例で規定されています。)
- ⑤就業先は辞めずに、出産・育児休業を取る予定ですが、この休業期間は返還する必要がありますか  
→出産・育児休業の場合、業務従事期間に算入できませんが、業務休止届(第9号様式)に出産・育児休業中であることを証明する書類を添付して提出してもらえれば、返還とはなりません。